

令和5年第10回東大和市選挙管理委員会会議録

1 日 時 令和5年5月24日(水) 午前10時

2 場 所 東大和市役所 会議棟第3会議室

3 出席委員 (3名) 大村 英雄、小嶋 啓隆、北田 和雄

4 欠席委員 (1名) 西永 宣昭

5 事務局職員 (2名) 事務局長 井上 昌弘

選挙係長 工藤 健司

6 出席説明員 なし

7 傍聴人 なし

8 議事日程

第 1 会議録署名委員の指名について

第 2 会期の決定について

第 3 第26号議案 令和5年4月23日執行東大和市議会議員選挙に係る当選人の
当選の効力に関する異議申出について(継続)

第 4 第27号議案 令和5年4月23日執行東大和市議会議員選挙に係る当選人の
当選の効力の異議申出書の取下書の撤回について

第 5 報 告

	午前10時 開会
委員長（大村）	ただいまから、令和5年第10回東大和市選挙管理委員会を開会いたします。
	議事日程により、議事を進行いたします。
	日程第1 会議録署名委員の指名について、北田委員を指名いたします。
	次に、日程第2 会期の決定については、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
	全委員から「異議なし」の声あり
委員長（大村）	ご異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。
	それでは、日程第3 第26号議案「令和5年4月23日執行東大和市議会議員選挙に係る当選人の当選の効力に関する異議申出について（継続）」及び日程第4 第27号議案「令和5年4月23日執行東大和市議会議員選挙に係る当選人の当選の効力の異議申出書の取下書の撤回について」を議題に供します。
	事務局から、提案理由並びに内容の説明を求めます。
事務局長（井上）	日程第3 第26号議案 「令和5年4月23日執行東大和市議会議員選挙に係る当選人の当選の効力に関する異議申出について（継続）」
	日程第4 第27号議案「令和5年4月23日執行東大和市議会議員選挙に係る当選人の当選の効力の異議申出書の取下書の撤回について」
	第26号議案及び第27号議案は、同一案件に関するものであり、時系列が継続しているため、併せてご説明いたします。
	経過をご説明いたします。5月2日（火）午後0時45分頃に代理人をして、異議申出書の提出があり、必要な事項が記載されているため、收受いたしました。これに伴いまして、5月10日（水）に委員会を開催しました。

	その後、5月12日（金）午後5時頃、本異議申出の取下げについて、異議申出人の取下げの意思を電話にて確認し、当選人である被申出人に本異議申出の取下げを報告することの了承を得たうえで、被申出人、各委員及び市長部局である市民環境部等へ取下げがあったことを報告しました。
	5月12日（金）の電話の際に、口頭だけでなく、取下書を提出していただくことを約束し、翌週の5月15日（月）午前8時30分に来庁いただく約束をしましたが、申出人の急用のため、翌日5月16日（火）に改めて来庁していただくこととなりました。
	5月16日（火）午後1時30分に申出人が来庁した際、取り下げを取り下げたいとの口頭で申し出がありました。
	しかし、5月12日（金）の時点で、異議申出人の取下げの意思を確認し、被申出人に取り下げを伝えることの承諾を得て、すでに被申出人に取り下げを伝えており、異議の効力がなくなっていること、5月16日（火）では、異議の申出期間を過ぎていることを説明し、異議申出人本人の確認を得たうえで、取り下げ書を記載いただき、受理いたしました。本来であれば、「取り下げ書が提出されたときに、直ちに取下げの効力を生じ、異議申し立てのなかったことに帰する」との判例を受けまして、ここで、異議申出に関する審議は終了となるどころでした。
	しかし、翌日5月17日（水）に異議申出取下書の撤回の申出がなされ、本件の取扱いについて、関係部署等に確認を行って、本日、委員会開催の運びとなっております。
	次に5月19日（金）に市の顧問弁護士に相談しました。5月12日（金）の電話による取り下げは、5月16日（火）の取下書により、確認されているので、取り下げは有効になされたものであるという回答を得ました。さらに5月23日（火）に異議申出人に回答するための文書内容の問い合わせを行い、取下げの撤回書は5月17日（水）に新たに提出された意義申出書として取り扱うことになるが、異議申出期間が徒過したものであり、不適法なものとなることから、当該申し出は却下することとなるという回答を得ました。
	経過につきましては、以上であります。

	結論といたしましては、取下書が提出されたときに直ちに効力が生じ、異議申出がなかったことに帰するとの判例に基づき、いったん適法に取り下げがなされた以上、撤回をすることはできないと解すべきであります。
	このことを、今回の異議申出にあてはめると、5月16日（火）に有効な取下書を受領いたしましたことから、令和5年4月23日執行東大和市議会議員選挙にかかる当選人の当選の効力に関する異議申出はなかったことに帰するため、審議は終了となります。
	また、委員会として、5月17日（水）に提出のあった撤回書は新たな異議申出となり、異議申出期間が徒過したことから、新たな異議申書である当該撤回書は不適法なものとして却下することを裁決していただくこととなります。
	事務局からは以上でございます。
委員長（大村）	事務局からの説明が終わりました。
	それでは、何かご質問等ございますか。
	全委員から「なし」の声あり
委員長（大村）	ご質問は無いようですので、お諮りいたします。
	第26号議案「令和5年4月23日執行東大和市議会議員選挙に係る当選人の当選の効力に関する異議申出について（継続）」は、異議申出が無くなったということでご異議ございませんか。
	また、第27号議案「令和5年4月23日執行東大和市議会議員選挙に係る当選人の当選の効力の異議申出書の取下書の提出について」は、却下し、当該異議申出は終了するというご異議ございませんか。
	全委員から「異議なし」の声あり
委員長（大村）	異議なしとのことですので、第26号議案「令和5年4月23日執行東大和市議会議員選挙に係る当選人の当選の効力に関する異議申出について（継続）」は、異議申出が無くなったということで裁決いたします。

